

資料番号	2
------	---

令和6年10月18日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和6年7月12日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年7月12日（金） 13：30開会

14：54閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ

2 欠席者

菅田 雅夫

3 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
教職員課長	藤井	典之
学校経営課長	沖本	勝豊
乳幼児教育支援センター副センター長	京谷	志穂
義務教育指導課長	松尾	真理
高校教育指導課長	小野	裕之
特別支援教育課長	津村	真一郎
生涯学習課生涯学習振興係長	稲富	裕美

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第4号議案 へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について	1
日程第3	報告・協議1 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」骨子案について	2
日程第4	報告・協議2 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について	6
日程第5	第1号議案 知事の専決処分に対する意見について	8
日程第6	第2号議案 令和6年度メイプル賞（第1回）の受賞者について	8
日程第7	第3号議案 教職員人事について	8

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員、中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は内部検討を行う案件であり、第2号議案は表彰者の選考に関する案件であり、第3号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、第2号議案の令和6年度メイプル賞の受賞者について、第3号議案の教職員人事について、公開しないことに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第4号議案、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について、藤井教職員課長から説明をお願いいたします。

藤井教職員課長： よろしく申し上げます。
第4号議案のへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について御説明いたします。

僻地における教育水準の向上を目的とするへき地教育振興法によりまして、僻地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当等を支給することとしております。

本県における僻地学校等につきましては、このへき地学校等の規定基準及び指定に関する規則により規定し、へき地手当等を支給しているところでございますが、市町立学校等の統合等に伴い、へき地手当等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

今回の改正におきまして、対象となる市町は、山県郡北広島町と神石郡神石高原町でございます。

まず、山県郡北広島町については、へき地学校一級の豊平学校給食センター及び準へき地学校の大朝学校給食共同調理場が統合され、北広島町学校給食センターが新設されます。

なお、北広島町学校給食センターは、へき地学校等に該当しません。

次に、神石郡神石高原町については、へき地学校一級の豊松学校給食共同調理場及び特設学校の三和給食共同調理場の名称が、いずれも神石高原町学校給食センターとなります。

なお、名称のみの変更で、級地区分に変更はありません。

これらの統合等の結果、僻地学校等の総数は、現在の58所属から56所属に減少することとなります。

なお、規則改正の施行期日につきましては、各町の共同調理場の管理条例等の施行日に合わせ、北広島町に係る改正については本年7月1日、神石郡神石高原町に係る改正については本年9月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：今回は学校ではなくて給食センターということですが、給食センターに働きにきてくださっている職員さんの手当についての規定ということでいいのでしょうか。

藤井教職員課長：そのとおりでございます。

志々田委員：たくさんの方が遠くから給食作りに来て、どれくらいの規模なのかなと思ひまして、何人ぐらいの方が働きに来られているのでしょうか。私のイメージだと御近所、私は子供の頃、自校給食だったので、学校の周りのお母さんたちが働きに来てくれたというイメージがあるんですけど、そこは分からないのでしょうか。

藤井教職員課長：私の手持ちに資料を持ち合わせておりません。

志々田委員：ちょっと興味があっただけなのでいいのですが、いずれにしても子供たちのために働きにきてくださっている方への手当が、こうやって支給されるのはいいことだと思います。

篠田教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長：全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」骨子案について

篠田教育長：続いて、報告・協議 1、「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」骨子案について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

松尾義務教育指導課長：失礼いたします。報告・協議 1によりまして、広島県子供の読書活動推進計画（第五次）の骨子案について御説明いたします。

お手元の資料 1 ページ、広島県子供の読書活動推進計画（第五次）骨子案の現行計画についてを御覧ください。令和元年 11 月に策定しました現行の第四次計画の計画期間が終了することから、現行計画の振り返り等を踏まえて第五次計画を策定し、県内の全ての子供の読書活動の一層の充実を図りたいと考えております。

まず、成果指標の達成状況につきましてです。

現行の第四次計画では、目的を子供の読書習慣の形成とし、左列、柱にあるとおり、本に親しむ、目的に応じて読む、本から学び自らの考えを深めるの三つの柱と、読書習慣の形成を支える環境整備について取組を進めてまいりました。

具体的な取組及び成果と課題につきましては、別紙を御覧ください。

まず、上の表にありますとおり、本に親しむの乳幼児への取組としまして、園・所における絵本の読み聞かせに係る研修や訪問支援、保護者参加体験型学習プログラム等を実施してまいりました。その結果、資料左下、四角囲みの白丸を御覧ください。乳幼児へほぼ毎日読み聞かせをしている園・所が、令和元年度の 89.3% から令和 5 年度は 97.3% へと増加しており、園・所において乳幼児が本に親しむ機会は増えております。

一方、家庭におきましては、黒丸でお示ししたとおり、広島県子供の生活に関する実態調査によると、子供が小さい頃、読み聞かせをしていた保護者は、平成 29 年度は 78.9%、令和 5 年度は 77.4% と 7 割程度にとどまっております。

その上の丸囲みにおいてお示ししているとおり、小学校入学前に読み聞かせをしてもらった子供は、小学 5 年生時に読書に関する興味が高いという国の調査結果もあることから、乳幼児を持つ保護者への取組を一層充実する必要があると考えており、絵本に触れる機会の充実に取り組んでまいります。

続いて、資料右下の四角囲み、白丸を御覧ください。これまで司書教諭等研修にも取り組んでまいりました。受講者の 9 割超が役に立つと回答しており、一定の成果があったと考えております。

しかしながら、その下の黒丸にあるとおり、受講者の学校において、受講後に不読率の改善が見られた学校は 5 割程度、計画的な読書指導につながった学校は 3 割程度にとどまっております。これは、研修受講者が学校図書館担当者に限られており、学校図書

館長である校長の自覚を促し、学校全体での組織的な取組に広げるまでには至らなかったと考えております。

また、上の丸囲いでお示ししておりますように、不読率の低い学校を見ますと、校長が読書活動を学校経営計画に位置付け、学校評価によりPDCAサイクルを回しながら読書指導を行っていることから、学校全体で計画的・組織的な読書指導に取り組めるよう、管理職研修等で学校図書館長である校長への働きかけが重要であると考えております。

さらに、別紙左中ほどの四角囲みを御覧ください。社会情勢の変化等により、平日にスマートフォンで1時間以上SNSや動画を視聴している児童生徒は、小学生においても約半数、中高校生では、75%を超えております。

学校では1人1台端末が整備されておまして、昨年度、県立図書館の電子図書館体験サービスを体験した中学校の生徒の7割の生徒が、使いやすかった、これからも使ってみたいと回答しております。この1人1台端末の活用を意識した読書環境を整備することは、不読率の低減、読書習慣形成につながると考えており、五次計画では新たに電子書籍の充実に取り組んでまいります。

第五次計画の方向性といたしましては、資料中ほどの帯に黒丸でお示ししておりますように、絵本に触れる機会の充実、校長への働きかけ、電子書籍の充実、公立図書館との連携の促進、図書館を活用した学びの充実を加え、以上5点を重点的な取組として進めてまいります。

骨子案にお戻りください。真ん中の水色の列を御覧ください。こちらに、今申し上げた5点の方向性を白丸で掲載しております。

右列の次期計画の概要を御覧ください。基本理念を生涯にわたって読書に親しみ、人生をより深く豊かに生きる人づくりとし、5年後、子供が読書を楽しみ、主体的に本を読んでいるなど、広島県の全ての子供たちの読書習慣の形成をオール広島県で目指してまいりたいと考えております。

なお、その下にお示ししております施策体系にある柱や成果指標につきましては、第四次計画から大きな変更はございませんが、中項目を精選、整理し、先ほどの5点の方向性に重点を置き、今後、取組を具体化してまいります。

今後は、骨子案を基に担当課において素案を作成し、パブリックコメント等を経て、令和6年度中に策定をする予定でございます。

説明は以上です。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。

生涯にわたって読書に親しみ、人生をより深く豊かに生きようとする人づくりという点においては、小さい頃にいかに本に親しむことができるかという、ここに記載されているとおりでと思います。

そういう意味で、乳幼児期の読み聞かせを推進することが重要だと思うのですが、なかなか家庭で親が読み聞かせをする余裕がないというところもあると思いますので、幼稚園や保育園での読み聞かせが大事になってくると思います。そういう意味で、新しい計画の概要で、毎日読み聞かせをする園・所を100%とする目標は大事だと思います。

それに加えて、読み聞かせ方もそうでしょうし、読み聞かせる絵本、本の中身もそうだと思いますが、中身の充実をぜひ行っていただきたいと思います。

それともう1点、自分で本を読めるようになった児童生徒については、どれだけ身近に読みたい本があるかということが大事だと思いますので、学校であれば図書室が基本だと思うのですが、そうした環境の整備や低学年の子供が手に取りたくなる図書室の本の充実もぜひ図っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

志々田委員： 読書の習慣を身につけるときに、乳幼児の時期から大事ですよというのはもう、広島県は前から頑張ってやってきて、乳幼児の読み聞かせのプログラムや、支援をしてくださる地域の方たちの要請など、そういうことはたくさんやってきたので、この先成果がもっと出てくるだろうなと思って期待をしています。

一方で、数字を見たときに、もちろん目標達成するかないかということ言うわけではないのですが、あまりにも高校生が読んでないと感じました。この目標値の26からするとかなり読んでおらず、54.2%の高校生が一冊も本を読まないとあるので、どうしてこんなに低いのかと思いました。小学生が11.8、中学生が17.6、6.5%しか落ちてないのに、高校にくるとぐっと増えるんですけど、ここ何かどんなことが起きてるのかって

いうのは分かりますか。

小野高校教育指導課長： 高校生の不読率の状況ですが、令和元年度は県全体で47.9なんですけども、令和5年度では54.2ということで、かなり増加している状況でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの発生を受けまして実施された各学校の臨時休業等の状況、また感染防止のために生徒が学校図書館へ一時的にアクセスしにくくなった、図書館に行きにくくなったという状況、これも子供たちの、生徒たちの読書活動に影響を与えた可能性があると考えております。

この間にメールやSNSの利用が進みまして、平日の1時間から4時間以上、メールやSNS等を利用する生徒の割合が、令和5年度には77.5%に増加しているということで、こういったことが不読率の増加に影響しているのではないかと考えております。

志々田委員： メディアに接触する選択肢が大人になればなるほど増えていくということだと思うのですが、読書といったところに高校生たちの関心を、本や本のもつ文化に振り向いてほしいと思います。

そうすると、前からやっていますけど、高校の図書館のイメージが試験勉強をしに行くところと思うのではなく、ちょっと雑誌でも見てみましょか、ちょっとお友達と探し物してみましょかというように、いろんな人が自由に出入りしてもらえる空間がいいのかなと思います。

特に、最近の若い子たちはカフェが好きですよ。カフェでコーヒーを飲むのが好きなわけではなく、多分大きく自分に干渉されないけれども、何となくしっとりゆっくり自分の選択ができる時間を選べるという意味で多分カフェなどがはやっていて、特に子供の経済状況は差があるので、そういう意味では学校図書館でカフェのような場所があれば良いと思います。今いろんなところで見せていただいているのですが、おしゃれな学校カフェが出来上がってきていて、特に、ただ中の雰囲気をよくするだけではなく、そこにユースワーカーの先生や若者支援をしてくださっているNPOの職員さん、大学生のボランティアなど、そういう居心地のよい空間として学校の中で最もうまく使えるのは図書館かなと思っていて、この間、学校はまだ見せてもらってないんですけど、神奈川県立の田奈高校という高校では、NPOさんが入って、図書館で、ぴっかりカフェというような、カフェをやっておられました。それは、そこに本を読みに来るだけではなく、若いお兄さんたちがほかの人と交流できる場所、図書館の交流性をすごく意識しているので、相談に来たり、少しアウトリーチが必要なお子さんを見つけ出したりなど、そういうものに機能を果たしているというようなことをお聞きしました。

若者たちにもっと本を読んでもらいたいのであれば、何か本の楽しさというよりは、読書文化の持つ豊かさみたいなものが学校の中で演出できたらいいなと思います。

なので、もちろん乳幼児に焦点を当てるのですが、ぜひとも高校生のこの不読率を、SNSに勝てるような、学校のすてきな居心地のいい空間をつくっていただけないなと思っております。これは準備もお金も要ることなので、ぜひその辺りも情報収集していただいて、まねから始めていただいてもいいのかなと思っています。

小野高校教育指導課長： 今、御指摘いただいたように、学校図書館の充実が学校の教育活動を進めていく上でも非常に大事だと思っております。また地域に開かれた学校教育を推進していく上でも大事な視点だと思っております。

これまでも学校図書館を、生徒にとって居心地のいい空間となるような形でリニューアル事業を展開してまいりました。その根底には、学校図書館を知の拠点として各学校の教育目標の実現、これの方向性にしっかり合わせて主体的な学びを支える場、その中には子供たちが図書館に行って初めて読む本、それから友達と一緒に紹介し合う場面、さらに授業の中で使う場面、いろんな状況があるのですが、これまでも生徒の多様性に応じた機能的で居心地のいい空間づくり、生徒の知的好奇心を刺激するようなディスプレイを視点に加えながら、リニューアルを実施してまいりました。

県教委では、令和元年にはリニューアルに関わっての手引を作成したり、令和4年度には資料収集の方針、それから廃棄の方針、こういったものを策定したりして、ホームページにもアップし、様々な学校がこれらを参考にしながら学校の図書館をもっと魅力的にしようと、もっと授業の中で、あるいは学校の教育活動の中でしっかりと活用できる場にしようと、それぞれの学校が今、工夫や改善を行っているところです。今いただいたような視点を足しながら、全国的にも進んだ事例を収集しながらますます進めたいと考えております。ありがとうございます。

近藤委員： 現行計画についての達成状況なんですけれども、人的整備の充実で学校司書の配置状

況が平成29年から令和5年で大幅に改善してる様子はよく分かります。

次期計画では、この学校司書の配置の目標値はどのような感じになるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 高等学校の状況を先に御説明させていただこうと思います。

現在、令和6年度では、学校司書の配置状況ですが、学校図書館の専任の担当者としては令和元年度から配置をスタートしておりますが、令和6年度は本務者も含めて常勤職員が5名、非常勤職員が15名任命されています。これは兼務校という形で、本務校から派遣されていく学校も含めると29校へ今配置している状況であり、配置率でいえば現時点で36.25%になっています。

今後、こういった各学校での配置した学校図書館の専任の担当者としての活動の成果と課題を踏まえながら計画をしっかりと策定して、拡充の方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

松尾義務教育指導課長： 小・中学校におきましては、資料にもありますとおり、令和5年度段階で小学校が86.8%、中学校が83.2%となっておりますので、現時点で目標値としては小中ともに90%を考えております。やはり市町のほうで予算措置して詰めていくという部分はありますので、90%ぐらいで目指していきたいと考えております。

近藤委員： 次期計画で、校長先生が組織的に計画を進めていくような方針にするということでお聞きしたのですが、具体的なアイデアなどを出してくださるのはいろんな知見を持っている専門の先生だと思うので、できる限り学校に専任の図書先生を配置していただけたらと思います。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

先ほど御説明いただいた中で、ほぼ毎日乳幼児への読み聞かせをしている園・所が97.3%もあるということで、ほぼされているのではないかなと思っております。

その中で、幼保小連携として、園・所では読み聞かせをやっていたけれども、小学校などでもボランティアサークルが読み聞かせ活動をしていただいているのは承知していますが、幼保小連携の中で、例えば園・所と小学校と一緒に読み聞かせをされているような好事例があるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 高等学校の読書活動に関わる教育活動の一つとして、小学校に読み聞かせに出向いた事例があります。文部科学大臣表彰も受けた、尾三地区にある学校なのですが、そういった学校で、学校図書館リニューアル等事業指定校の取組の一つとして、図書委員会の生徒たちが読み聞かせをする活動があります。教育委員会にも実際にその様子を見せに来てくれた事例がございます。

高松乳幼児教育支援センター長： 幼保小連携接続の取組の中で、小学生が園・所に行き、子供たちに読み聞かせをする取組は一部ございます。

細川委員： そういう取組がどんどん増えていただければよいと思うのですが、読書機会を確保する意味でも、子供同士の交流も非常に成長段階では重要なことだと思いますので、ぜひこれからもお願いを申し上げたいと思います。

もう1点、ちょっと視点が変わるのですが、スマートフォンでSNSや動画の視聴の時間についての御説明がありました。私も実はスマートフォンで電子書籍をダウンロードして読むのですが、動画を視聴するというのは、私たちの時代からしたら、テレビを見て読書しないという時代だったと思いますし、テレビを見る時間をいかに減らすかということ指導を受けた記憶がございますが、動画の視聴時間はこれぐらいあるとしても、電子書籍で本を読んでいる児童生徒がどれぐらいいるのかと思うのですが、まだまだ少ないのでしょうか。それとも、紙媒体よりも電子書籍を活用しているほうが多いのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 具体的に今の児童生徒がどのぐらい電子書籍を読んでいるかというところの数字は持ち合わせていないのですが、徐々に公立図書館等でも、電子書籍を充実させるという取組は進んでいまして、実際に、市内の児童生徒全員にIDを発行してそういった環境を整えているという取組が広がっておりますので、そういったことは年々増えていっていると承知しております。

小野高校教育指導課長： 補足といたしまして、電子書籍の扱いですが、できるだけ学校でも推進していきたいということで、県立図書館が電子書籍貸出サービスを行っておりまして、県立図書館で行っているものと連携しながら、今県立高等学校では十数校がこのサービスを使うようになっているということです。これについては、司書教諭等研修の中で、案内しており、県立図書館も直接学校へ案内しているのですが、電子書籍の取扱いやこれを促進する工夫、取組を進めているところでございます。

細川委員： 本に親しむ機会を増やすためには、昨今の児童生徒さんはスマートフォンを常日頃使われているので、そういう意味では電子書籍はこういうものなんだということをまず知ってもらえたらと思います。そこにたどり着かないと、それから先がなかなか難しいかとも思うのですが、何冊も持てるし、読んだところからまた読めるなどいろいろ電子書籍のいいところもありますので、そういうところの御指導もこれからより一層やっていただけたらと思います。

松尾義務教育指導課長： 先ほど児童生徒一人一人の電子書籍の利用状況はちょっと把握をしてないと申し上げたのですが、1人1台端末を活用した公立図書館の電子書籍サービスを学校としてどのぐらい利用しているかということにつきましては、小学校も中学校も25%前後の学校が現在利用していると把握しております。

細川委員： ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

各委員からの読書環境の整備、読み聞かせを含めた読書機会の充実や連携の話もありましたし、あと環境整備でいうと、司書も含めた人的な部分も含めての環境整備が非常に重要かと思しますので、次回は御意見踏まえてさらに検討を進めていただくようお願いいたします。

以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

篠田教育長： 続いて、報告・協議2、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、松尾義務教育指導課長から説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 失礼いたします。続いて、よろしく願いいたします。

資料の2ページを御覧ください。こちらの教科書採択に係るスケジュールにお示ししておりますように、本日は、教科用図書を選定する際に参考といたします選定資料及び令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定の進捗状況について御報告申し上げます。

まず、選定資料について説明いたします。

選定資料は、4月24日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針、資料で申しますと4ページの1の(1)、ア及びイにお示ししております観点に基づいて調査研究を行いました。6月10日の第2回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成しました。

この選定資料は、現在広島県教育委員会のホームページで公開しており、市町教育委員会等の採択権者、各県立中学校及び特別支援学校にホームページのURLを通知しているところでございます。この選定資料を参考にしまして、市町教育委員会及び各学校等は調査の観点、視点を定めて調査研究を行い、教科書の採択事務を進めているところでございます。

続きまして、本日は所管する県立中学校における教科用図書の選定の進捗状況について御説明いたします。

それでは、資料の6ページを御覧ください。こちらは県立の三つの中学校の教科用図書の選定に係る考え方を示したものでございます。

上段には三つの中学校の教育目標や育てたい生徒像等をお示ししております。

中段にお示ししておりますのは、各校において実施する調査研究の観点でございます。観点1から観点5は、県教育委員会が作成しました選定資料における観点1から観点5と同一であり、3中学校でも共通して設定しております。それに加え、観点6として、教育目標等に基づいて各学校が独自に決めました「学校の特色を生かす工夫」を設定しております。

また、調査を行うために、観点ごとに具体的な視点を設定しているところでございますが、本日は各学校の特色を踏まえて設定しております観点6及びその視点について説明させていただきます。

下段の一番左、広島中学校の欄を御覧ください。広島中学校では、グローバル化時代において活躍することのできる人材の育成を目指しており、視点としては、「科学的・論理的な思考力、的確な判断力を育てるための工夫」など、三つの視点を設定しております。

次に、中央の広島叡智学園中学校の欄を御覧ください。広島叡智学園中学校では、社会の持続的な平和と発展に向け、世界中のどこにおいても、地域や世界の「よりよい未来」を創造できるリーダーの育成を目指しており、視点といたしましては、「知識・技能のより深い理解を促すための工夫」など、三つの視点を設定しております。

最後に、一番右の三次中学校の欄を御覧ください。三次中学校では、各教科の学習を通して、「知」・「徳」・「体」・「志」・「美」の調和のとれた人格を育成することを目指しており、視点としては、「県北地域における「知の拠点」として、知性、探究心、創造性、逞しさを育むための工夫」など、三つの視点を設定しております。

なお、広島叡智学園中学校の観点6、学校の特色を生かす工夫の視点につきましては、前回、令和2年度に行った採択のときから一部変更しております。いま一度、中央の広島叡智学園中学校の欄を御覧ください。

前は、こちらの視点の1と2を合わせて、「知識・技能の深い理解を促し、創造的・批判的思考力を育成するための工夫」と一つの視点にしておりましたが、このたび学校が設定しております、重点的に育成する力が視点において明確になるよう見直しをしまして、二つに分けて設定したところでございます。

そのほかの学校については、大きな変更はございません。

教科用図書の選定につきましては、3校とも校内に選定会議を設置し、各教科で行った調査研究の結果を踏まえ、総合的に判断する予定でございます。

なお、来月の教育委員会会議では、この後御説明いたします、県立特別支援学校における教科用図書の選定も含めて、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定結果及び選定理由について報告し、皆様からの御意見を伺う予定としております。

津村特別支援教育課長： 続きまして、県立特別支援学校小学部及び中学部において、令和7年度に使用する教科用図書選定の進捗状況について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。これまでに、各県立特別支援学校では資料3ページから5ページの採択基本方針に基づき、校内に教科書選定会議を設置して、選定資料を基に調査研究を行い、教科書を選定し、7月5日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校において小学校又は中学校に準ずる教育課程を編成している場合は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用します。

知的障害のある児童生徒の場合は、主に文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書や絵本等の一般図書を使用いたします。

次に、県立特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書の調査研究の観点について御説明いたします。

資料7ページの上段を御覧ください。特別支援学校では、各障害種に応じた配慮がされている教科書を選定する必要があります。そのため、一番下に示しております、種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にして、具体的な調査項目を設定し調査研究を行っております。

種目別の調査研究の観点については、4月24日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針に基づき、令和2年度の採択の調査研究の観点から一部変更しております。

各県立特別支援学校における調査研究の参考になるものとして、県教育委員会において、障害種別の調査研究の観点を整理し、作成したものが、「令和7年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書選定資料」でございます。この選定資料は、先ほど義務教育指導課長が御説明しましたとおり、広島県教育委員会のホームページで公開しております。

今後、各校から提出のありました選定理由書等について、学習指導要領に則り、児童生徒の障害の状態等に応じて最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し、教科書の採択を適正かつ公正に実施するよう指導、助言、援助を行ってまいります。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 県立中学校の使用図書についてですが、まずこの共通する観点、五つの観点と、それから観点6として学校の特色を生かすという、それぞれの県立学校の特性を生かす観点というので、広島中学校と広島叡智学園中学校は何となく分かるのですが、三次中学校

は、教科書選ぶための観点にしては盛りだくさんなんですけど、本当にこれで評価ができるのかちょっと不思議なんですけど。例えば、「県北地域における「知の拠点」として」というのは、教科書を選ぶ上でどう加味されるのか、それから知性、探究心、創造性、それから逞しさを育むための工夫、これどうやって皆さん審査するのかっていうのが不思議なんですけれど、どんなふうに行われてるんでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 現在、各中学校で、この視点をさらに具体的な調査項目として各教科で定めて調査をしているところでございます。

今御指摘のあった、「県北地域における「知の拠点」とあるんですが、県北地域の教材を調査するとか、そういったことではなく、やはりそういうことを意識しつつ、後半の知性、探究心、創造性、逞しさを育むための工夫というところに重点を置いて調査をされています。そういった意味で、例えば国語科であれば、直截的に物事の本質を問う読み物教材ということで調査をされていたり、数学であれば、数学的な推論の必要性と意味及びその方法の理解というようなところで調査をされていたりというふうに聞いております。

志々田委員： 教科書選定の計画を立て、そしてこういう形で教育委員会にも上がってきてという手順をどうして取っているかという、誰にでも公明正大に分かりやすい選定の手続をすることが原則にあり、そしてつくってもらっている計画だと思います。

もちろん学校が進めたい教育活動には、一言では言えない重厚な重みがあり、それがこの教育理念の豊かさなので、そこをどうこう言うつもりはないんですが、教科書を選ぶという機能上の問題からすると、広島中学校と広島叡智学園中学校は非常に機能的ですが、三次中学校についてはまだまだ開発の余地があるのかなと思います。実際に選ばれる先生方が、その観点をうまく捉えづらいために、さらにもう一個下の段で観点を精査しなければならないと思います。それは何のためにこの手順を踏んでるのかという根本的な問題と矛盾してくるような気がするのですが、今すぐどうこうではありませんが、この方針がなぜこんな手順で行われてるのかを、もう一度中学校に県教委からお問い合わせいただいたほうがいいのかと思いました。

ただ、やっただかさってことに何の不満も不安も感じてはいませんので、ぜひとも、誰が見ても分かりやすい選定計画と指標の策定というところに焦点を合わせていただければうれしいなと書類を見ているものとしては思いました。

松尾義務教育指導課長： 教科書の採択はずっと続いていくことですので、今いただいた御意見を踏まえて学校とまた話をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:48)

【非公開案件】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 令和6年度メイプル賞（第1回）の受賞者について

令和6年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

中学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県東部公立小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（停職3月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:54)

広島県教育委員会会議録

令和 6 年 8 月 9 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年8月9日(金) 13:00開会

14:40閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの革新推進部長(兼)教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼)参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
文化財課長	坂光	秀和
教育改革課長	今川	浩之
義務教育指導課長	松尾	真理
高校教育指導課長	小野	裕之
特別支援教育課長	津村	真一郎

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 県立特別支援学校の教育環境整備について	1
日程第3	報告・協議1 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について	3
日程第4	報告・協議2 令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	6
日程第5	報告・協議3 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	9
日程第6	第1号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について	11
日程第7	報告・協議4 令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について（※）	11
日程第8	報告・協議5 令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について（※）	11

※非公開審議案件であった報告・協議4及び5については、教科用図書採択に伴い、P12～P15で公開しました。

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員、近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

本日の議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、委員の選考に関する案件であり、報告・協議4及び報告・協議5は、成案になる前の内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について、報告・協議4の令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、報告・協議5の令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、報告・協議4及び報告・協議5を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 県立特別支援学校の教育環境整備について

篠田教育長： それでは、第2号議案、県立特別支援学校の教育環境整備について、津村特別支援教育課長、説明をお願いします。

津村特別支援教育課長： 第2号議案、県立特別支援学校の教育環境整備について、黒瀬高等学校内に設置する黒瀬特別支援学校の設置形態及び名称、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明いたします。

資料2、設置形態を御覧ください。黒瀬特別支援学校においては、児童生徒数の増加に伴い、今後、教室不足が生じることが見込まれるため、令和3年2月に策定した県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画にのっとり、黒瀬高等学校内の余裕教室の活用及び余剰地に新校舎を増築する教育環境整備を行い、黒瀬高等学校内に黒瀬特別支援学校の分校を設置することといたします。

なお、新たに設置する分校には、黒瀬特別支援学校の高等部全てが移転する形となります。現在、校舎の新築工事等、開校に向けた準備を進めており、予定どおり令和7年度から供用開始となる見込みです。

分校名を御覧ください。黒瀬高等学校内に設置する黒瀬特別支援学校の分校名を、平仮名で「のみのお分校」としたいと考えております。

現在の特別支援学校の校名は、県民が所在地をイメージしやすくするため、市町名等、所在地の名称を使用しております。また、同じ市町に複数設置している場合には、所在地の名称に加え、相互の位置関係を示す方位等を付しております。

当該校については、所在地である乃美尾が黒瀬特別支援学校本校及び黒瀬高等学校の所在地と重なること、分校であるため相互の位置関係を示す方位を付すことがなじみにくいことを踏まえ、所在地の名称を生かし、本校及び分校に在籍する児童生徒の親しみやすさ等を考慮した平仮名表記としたいと考えております。

続きまして、この教育環境整備に伴う所要の規則改正について御説明いたします。

4、広島県教育委員会規則の一部改正内容を御覧ください。広島県立特別支援学校規則の一部改正においては、別表の黒瀬特別支援学校の項に「のみのお分校」を追加いたします。

また、広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正においては、別表、

黒瀬特別支援学校の項に「のみのお分校」を追加するとともに、高等部については、分校に就学することを定めております。

詳細については、3ページと4ページを御覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら願います。

志々田委員： 以前より、児童生徒数に対して教室がいっぱいだという話を聞いていたので、近い県立学校と一緒にやれる施設で分校化できることはとてもいいことだと思います。今12学級を黒瀬高等学校の中に入れてもらうということになっているのですが、最終的には何クラス収容できるように設備を整備するつもりでいるのか、教えてください。

津村特別支援教育課長： 普通教室としましては、18教室を整備する予定でございます。また、その他、多目的室や食品加工室、音楽室等々、様々な教室を配備しております。

志々田委員： せっかく造るのであれば、生徒さんたちにとって使い勝手のいい、もしくは、これからいろんな形での配慮が必要であって、例えばお手洗いであるとかっていうようなLGBTQの問題であったりだとか、それから外国籍のお子さんたちであれば、叡智学園のときにありましたけれど、お祈りをするところも造ろうとか、どれぐらい余裕とお金があるのかは分かりませんが、なるべく、通ってこられる児童生徒さんたちの御要望もお聞きしながら、造れるときに造っておいたほうがいいのかなと思いますので、ぜひ、高校生たちにどんな学校が欲しいのか聞いていただけたらなと思いました。

津村特別支援教育課長： 学校ともしっかり連携をして、整備してまいりたいと思います。

中村委員： 本件は、高等部が丸ごと移転をするという内容ですよね。

津村特別支援教育課長： はい。

中村委員： 分校というイメージというよりは、高等部だけ場所が変わったというふうにも思えるのですが、これは分校という扱いで、所在地が違ってもう分校になっちゃうということなのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 職員の配置等も考慮しまして、やはり分校という形で運営していくのが適当であると考えています。

中村委員： そもそも同じ特別支援学校で高等部だけ校舎が違うということがあり得るのかということと、あえて分校にするということと、今おっしゃったような教職員の配置人数などが少し改善できるという点があるのかということをお教えいただけますでしょうか。

津村特別支援教育課長： 分校としましては、分校において、意思決定をするという立場になります分校長等も配置されるということもありまして、やはり分校とするのが適当であろうと考えております。

中村委員： 分かりました。

近藤委員： この黒瀬高等学校と黒瀬特別支援学校の話ではないんですけれども、阿品台分校が今どんな感じといますか、もう分校が高等学校の中に入って、実際に生徒さんも移っている状況ですよね。

津村特別支援教育課長： はい。

近藤委員： どんな雰囲気なのか教えていただけたらと思います。

津村特別支援教育課長： 阿品台分校に関しましては、4月に開校いたしまして、高等部の単一障害の生徒たちが分校に通っております。高等学校の生徒との交流につきましては、9月には生徒会同士で交流するというのを計画しているとは聞いておりますし、また、職員同士も夏休みには研修会を一緒に行うということも聞いております。

この阿品台分校でいろんな課題等も見えてくるがございますので、一つ一つ解決をしながら、これを同時に、黒瀬特別支援学校、黒瀬高等学校の管理職等も阿品台分校の現場を見に行ったりしながら、開校準備をしているところでございます。

近藤委員： 具体的に課題として見えているものが、もし幾つか教えていただければ幸いです。

津村特別支援教育課長： 例えば共用部分の施設の管理の仕方であるとか、高等学校が責任持つのか、特別支援学校が責任持つのかということなどについても今整理をしているところでございます。また、特別支援学校に通う生徒たちの障害特性についても、高等学校の先生方はちょっとなじまない、今まであまり経験のない部分もあったりしますので、そういったところも、研修等を通して勉強してお互い連携していくということも今考えているところです。

近藤委員： ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。私も阿品台分校での状況が、これと同じようなことで先行してされましたので、両校の廿日市西高等学校と阿品台分校の生徒さんがどうい

うような状況なのかというのを伺いたかったのと、また、黒瀬高等学校とのみのお分校に通うであろう子供たちが、今、何か交流とかされているんだとしたら、教えていただければと思います。

津村特別支援教育課長： 黒瀬高等学校と黒瀬特別支援学校については、例えば特別支援学校の生徒が高等学校の運動会に参加するなどということは聞いております。

また、阿品台分校に関わりましては、例えば阿品台分校の生徒が草抜きをしていたら、高等学校の生徒が声をかけてくれたりなど、お互いが声をかけたりという場面があったとは聞いておりますし、生徒会活動等々で交流がある中で、廿日市西高等学校の生徒が、将来は特別支援学校の先生になりたいということを行っているということも聞いております。

菅田委員： それに加えて、クラブ活動は、例えばスペシャルオリンピックスは、特別支援の子が参加していると思うのですが、クラブ活動は一緒に行うという計画はあるのですか。

津村特別支援教育課長： 今現在は、一緒にやっているという話は聞いてはおりませんが、将来的には、またいろんな方法が考えられると思います。

細川委員： ありがとうございます。今までできなかった交流ができるようになった、お互いに非常に、学校生活をする上においては、いい経験ができるような状況だとお聞きして安心をいたしました。

先ほど志々田委員からも伺いされたかと思うのですが、黒瀬特別支援学校の高等部が移転することによって、黒瀬特別支援学校の小学部、中学部について、どれぐらい学校生活でスペース的なものなどの余裕が生まれるのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 今まで特別教室を普通教室にしたりし、特別教室を転用しているということがありましたが、これが高等部が移転することによりまして、普通教室あるいは特別教室が正常な形に戻っていくと考えております。

細川委員： ありがとうございます。高等部の場所は変わりますが、しかし、小学部、中学部、高等部の交流は今後も続くということでしょうか。

津村特別支援教育課長： 今後も同じ黒瀬特別支援学校としての交流は継続いたします。

細川委員： ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませのでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 1、新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について、今川教育改革課長、説明をお願いいたします。

今川教育改革課長： 報告・協議 1 によりまして、新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について御報告をいたします。

資料の 1 ページを御覧ください。「1 はじめに」の 2 段落目に記載をしておりますとおり、このたび令和 6 年度の高等学校入学者選抜を実施いたしましたことを受けまして、公立中学校、高等学校、市町教育委員会及び公立高等学校第 1 学年生徒に対して実施をいたしましたアンケートの結果等を踏まえまして、新制度に係る成果と課題について整理をいたしました。制度のポイント及びアンケート調査の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。また、これらのアンケートの結果につきましては、資料の 5 ページ以降に記載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

2 ページを御覧ください。「3 成果と課題について」におきまして、四つの制度の改善ポイントごとに成果と課題を整理してございます。

主なものについて御説明申し上げます。

「(2) 調査書の簡素化について」でございますが、中学校におきましては、生徒が調

査書の記載内容について気にしすぎることがなくなっており、高等学校においては、全ての受検者に対して公平、公正に評価することにつながっているという声がございました。

3 ページを御覧ください。「(4) 受検者全員に「自己表現」を実施」ということについてでございますが、高校1年生の9割以上が自己表現について、検査当日に、自分なりに表現することが十分にできた又はそれなりにできたと回答しておりまして、自己表現の出来に関して手応えを感じている受検者が多く、達成感につながっているものと考えているところでございます。

また、中学校におきましては、生徒が自己を省みることや将来を考えること、表現活動のさらなる充実につながっているという声を、高等学校におきましても、入学後の探究学習につながりやすいといった声をいただいております。その一方で、令和5年度から新たに受検者全員に自己表現が導入をされたことで、受検者及び中学校の教員並びに高等学校の教員にとって負担があるという声が中学校、高等学校それぞれのアンケート結果にあることから、様々な機会を通じまして自己表現の実施の必要性について引き続き周知を行うとともに、効率的な実施方法について検討していく必要があると考えております。

自己表現カードにつきましては、これまで受検者が自己表現を行うに当たって、内容やシナリオ、考え方などを整理するための補助的な資料として作成、提出することとしていたものでございますけれども、令和5年度入学者選抜の振り返りにおきまして、受検者及び高等学校の負担になるといった御指摘があったため、令和6年度入学者選抜において、受検者及び高等学校の負担軽減を図る観点から、一次選抜第1日の記入の時間を30分間から15分間に短縮をした結果、受検者の負担軽減の効果については、高等学校の56%、中学校の67%から肯定的な回答をいただいたところでございます。

その一方で、高等学校における負担軽減の効果につきましては、肯定的な回答が39%に留まっており、時間は短縮されたものの、自己表現カードの記入の時間があることに変わりはなく、引き続き教員の負担が残っているといった声がございます。また、高等学校第1学年生徒でアンケートに回答した者のうち、実際に自己表現カードを使用した者は26%に留まっているという状況がございます。これらの状況を踏まえた「4 今後の改善について」でございます。

自己表現カードにつきましては、使用している受検者が一部に留まること、記入の時間を短くしたものの、いまだ受検者及び教員が負担に感じているといった声が多いこと、カード以外にも自己表現の内容を整理した資料の持込を可能としており、代替が可能であることなどを踏まえまして、来春、令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜より作成及び提出を行わないこととしたいと考えております。なお、自己表現自体を取り止めるというわけではございません。

また、今後、特色枠による選抜がより一層機能していくよう、実態を把握した上で枠組等の改善を検討していくとともに、一次選抜の日程について、様々な立場の考え方を踏まえ、関係者と連携しながら継続的に検討してまいりたいと考えております。

この度の整理を踏まえまして、引き続き、生徒や保護者、中学校等に対する新制度の丁寧な周知や、各高等学校における自己表現の研修の充実などに努めまして、よりよい公立高等学校入学者選抜の実施を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 自己を認識し、自分の人生を選択し、表現する力を付けてもらおうと、その上での高校入学者選抜ということなのですが、大前提として、各高校が特色を打ち出して情報発信するということだと思うのですが、この実施内容シートについて、これを見ますと、中学校で生徒に何らかを提示しているのは83%、生徒のほうは63%と、このずれも問題だとは思いますが、ここが100%にならないというのはどういうことなのでしょうか。

今川教育改革課長： まず中学校での実施内容シートの活用につきまして、中学校としては、これそのものを提示したかという問いに対して、「提示している」が約80%という答えがございまして、例えば簡略版のような形で示しているなど、一覧表を見てあとは自分で見てくれというような形で活用しているといったのが残り約20%ございまして、全く使っていないというところはございません。

中村委員： 分かりました。

生徒との間にずれがあるところは、埋めていただかなくてはいけないということと、

特色枠の運用の仕方に課題があるということでもあるので、学校から見てそこも改善をぜひしていただきたいと思います。

それから、各学校が特色をしっかり打ち出すということだと思いますので、なかなか学校によっては難しいことなのかなとずっと思っているのですが、そこは、生徒に分かりやすく、この学校の特色、育てたい生徒像などの特色が出て、そこが伝えられるようにぜひ引き続き御指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

菅田委員： 多分新聞に出ていたと思うのですが、調査書の簡素化が全国的にそういった傾向があって、特に欠席日数の記入欄がない県が多いということなのですが、そのときに書かれていたのが、ヤングケアラーなど、やむを得ない理由で欠席されている、高校に入ってもそういった配慮をしてあげなければいけない、そういった情報が伝わらなくなってくるおそれがあるということを書かれていたのですが、それに対して何か対策はされているのでしょうか。

今川教育改革課長： 入学者選抜に係る調査書の中で伝わっていた出欠席という情報が、このたび伝わらなくなっているということでございまして、対応といたしましては、従前から入学者が決定いたしましたから、中学校、高校の間で連携をする場は持っていたということでございます。ただ、これまでで申しますと、まず数字、出欠状況という情報が伝わった上での連携ということになっておりましたので、気になる生徒に対する連携というのが焦点化がしやすい状況にあったと。それが、まず分かりにくいといったところが今後課題になってこようかと思えます。実際、そういった情報を得るための工夫というのが必要になっているといった高等学校からの声も今回上がっておりますので、今どういった形で具体的に連携がなされていて、どういった課題があるのかというのをリサーチしながら、いい対応があるかどうかといったことを検討してまいりたいと考えております。

菅田委員： よろしくをお願いします。

志々田委員： こういう入試の変更は、まずもって慣れてないというか、みんながどうなるのか分からないという不安のところから、何度か繰り返していくことによって、こんなもんだというような理解が深まり、それに対する先生方の子供たちへの声かけも変わってくるんだろうなと思うので、ある程度試してみると、同じスタイルで試し続けるということが、最終的には皆さんにとってのメリットになるのではないかとこの振り返りを見ながら思いました。

自己表現については、例がないので、いろんなことを考えて自己表現カードというのが最初は必要だと、何らかのものを書くことが安心につながるのではないかとというような配慮で始めたものだけど、みんなが一生懸命事前に準備をしてくれて、自分の表現したいことができるということが分かるようになってきたので、おそらく使わなくなってきたのだらうと思います。

自己表現カードを書かなくていいからもう自己表現も要らないなど、間違った誤解や、また違う臆測や誤解が生まれることはよくあるので、ぜひとも、自己表現カードを使わなくなった理由については、丁寧に、みんなが事前に準備をしてこのことについて理解をしてくれたために、自己表現カードはもう要らなくなったんだというような説明をしていただくと、先生方や保護者、生徒自身も、必要のないものをやらされているのではないかみたいな不安からは逃れられるのかなと思います。

いずれにしても、継続的に続けていくしかこの不安を解消する方法はないと思いますので、県教委としては、正しい説明をし尽くして、生徒の理解の充実を図っていただければなと思いました。

近藤委員： 工夫のところで、質問の在り方についても初年度とまた変わってきたというお話で、最初の年は、評価するときに差が生じないように質問がワンパターンだったのを、直近のものについては、少しやり取りに即した形でやり取りができるようになったということで、本来それがあるべき姿だらうと思います。

ただ、その中で、評価のところに関わってくると思うのですが、自己表現が、結局、県の教育委員会としたらそれで何を見ようとしているのか、うまくやれた、やれなかった、本当はこういうのが見たいんですというメッセージがちゃんと伝わっているかどうか。こういう質問をしてくれたらこんなふうには答えられたのになど、何かそこで差が出てきて、ちゃんと評価されているのだらうかという不安がまた生じていけないので、県の教育委員会が自己表現の中で見たいものを、受検生に伝えるように伝えていただきたいなと思います。

中村委員： 一次選抜の日程については、継続的に検討ということなのですが、中学校は遅いほうがいい、高校は早いほうがいいと、その他の意見もいろいろあるのだろうと思うのですが、現時点で、方向性など、もし答えられるものがあればお願いします。

今川教育改革課長： 正直、様々な御立場からの御意見がある中で、今現在が、折衷的なところで設定をしているところをごさいますて、引き続き御意見がある中で、今後どうしていくかというその腹案が今あるような状況ではごさいますせん。引き続き検討していきたいと思っております。

中村委員： 分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

私も、選抜の日程については、いろいろな立場の考え方があってということで、県教育委員会としても、今課長が答弁されましたように、早くしても遅くしても、それぞれの立場の方の御意見があるということ踏まえて、非常に難しいと思うところと、もう一つは、令和5年、令和6年と実施してきて、5教科を同一日に実施されたのですが、同一日にする理由、同一日にするほうがよいというところはどこにあったのか教えていただければと思います。

今川教育改革課長： 改善前の学力検査は2日にわたって実施をしていたものを、新制度の下では1日で行うとしたところをごさいまするが、主たる理由といたしましては、自己表現を新たに導入をしたということで、選抜の日程自体をあまりに長くしないということで、1日にしたという経緯でございます。

細川委員： ありがとうございます。

大きな学校ですと、自己表現の試験が2日間にわたりますし、今でさえ3日間であるところを、2日に分けて教科の検査をすると4日間になるというところではありますが、ここにお書きいただいているように、中学校等のアンケートでも、また、市町教育委員会も、1日で実施するのは中学生には負担が重すぎるのではないかと御懸念があり、中学生が高校受験をするのが生徒によっては人生で最初の大きなことである中で、不安やいろいろなものを抱えながら頑張っていると思うのですが、その辺をいろいろな御事情も勘案しながら、中学生の負担が過度に大きくならないような方法をぜひお考えいただいて、2日間になるのかどうか分からないのですが、そういうところを日程と同時に考えをいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

今川教育改革課長： 先ほど申し上げましたように、新たに自己表現を導入した関係で、学力検査の日程を1日に圧縮したところをごさいまするが、全国的に見ますと、過半の都道府県、三十数県になりますが、5教科の学力検査を1日で行っているという状況がございます。そういう意味で、過去と現在を比べますと、確かに負担は増しているという状況はありますけれども、全国的には必ずしも特異な状況ではないと認識しております。

ただ、他県と違いますのは、これまで5教科の検査に加えて、自己表現のカードの記入の時間が本県独自にあったところをごさいまするが、これはこの度作成をしないことにいたしましたので、30分間の時間短縮になるかと思っております。ただ、一方で、現場の声は引き続きお伺いをしながら、どういった形がいいのかというのは継続的に検討してまいりたいと考えております。

細川委員： よろしくお願いたします。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議2、令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について、今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 報告・協議2によりまして、令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について御報告いたします。

令和7年度の広島県公立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、5月10日の教育委員会会議におきまして御審議いただき、決定をいただいたところをごさいまするが、今回御報告する内容は、令和7年度入学者選抜におきまして、この基本方針を踏まえまして、全ての学校で共通して実施する事項に加え、高等学校長の裁量で実施する内容を取りまとめたものでございます。

資料の1ページを御覧ください。一次選抜におきましては、実施校及び学科・コース数は、100校162学科・コースとなっております。

各高等学校の課程、学科等の特色に応じまして、入学定員の50%以内において、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定することができることとしてございまして、特色枠による選抜を実施いたします高等学校は、新制度の3年目となります今年度につきましては、公立高等学校全体で、昨年度から2校3学科・コースの減となります64校119学科・コースとなっておりますところでございます。

特色枠におきましては、各高等学校、課程、学科等の特色に応じて、学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点に、合計10を基本といたしまして、例えば2対6対2といった比重をかけることができることとしておりまして、このうち、いずれかの検査等について5以上の比重をかけている学校等の状況は、表のうち、アからエの実実施校数等のおりとなっております。

また、学力検査及び特色枠における調査書につきまして、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができることとしておりまして、表のうち、A、B、Cの実実施校数等のおり実施がなされることとなっております。

また、各高等学校、課程、学科等の特色に応じまして、面接、作文、小論文、実技検査及び県教育委員会が作成する一般学力検査問題5教科について、一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題による学力検査等、学校独自の検査を実施することができることとしておりまして、その実施状況は表の下の欄に掲げているとおりでございます。

なお、二次選抜におきましても、学校独自検査を実施することができることとしておりまして、表に示す実施校数のおりの状況となっております。

各高等学校の入学選抜の実施内容につきましては、資料の2ページから9ページにかけて掲載をしております。また、資料10ページ以降には、各高等学校の実施内容について、1校ごとの詳細を示した入学選抜実施内容シートを取りまとめた冊子の抜粋版を掲載をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 特色枠を使っている学校で、特色枠を使って入ってきた生徒さんが、実際に、その特色をちゃんと反映されている学校側が期待、希望してた生徒さんが入ってきてるかどうか、その検証はされているのでしょうか。

今川教育改革課長： 事務局で吸い上げて、統一的に分析ということは実施をしておりませんが、各学校において、それぞれ結果を踏まえて振り返りは行われているところでございます。

そういう中で、特色枠での得点は、一般枠に置き換えてみても、結局、合格者が変わらなかったといった声も上がっているところでございまして、さらなる、特色枠の内容を精査していただくということとともに、私どものほうでも、学校の状況をお伺いして、制度的に、枠組み的に見直すことが何かないかといったことは今後検証してまいりたいと考えております。

近藤委員： 実際に、その特色枠を使ってる学校同士の情報共有という場はあるのですか。

今川教育改革課長： 私どものほうでそういった場を設けておりませんが、こうした一覧の形、また、資料をホームページで公開しておりますので、他校の状況は容易に検索できる状況になっておりますので、想像ではございますが、横で連携されて情報収集されていることはあるのかなと考えております。

近藤委員： 分かりました。

中村委員： 小規模校、1学年1学級規模のような高校が、先ほど少し説明もありましたけれども、特色枠を使うことによって志望者を増やすことにつながっていると言える事例があるのでしょうか。

今川教育改革課長： 正直なところ、小規模校につきましては、特色枠を設定されていない学校が割と多い状況がございます。例えば、常時定員割れが多い状況の中で、特色枠がなかなか機能を発揮しにくいといった状況であったり、例えば、連携型の中高一貫校ということで、地元の中学校の方には別の入り口を設けておられるところがあり、それ以上の特色枠を設ける必要がないといったところもあると思います。

一方で、実質的には機能しなくても、メッセージとして、こういう生徒が採りたいんだということとして特色枠をあえて設定されていることもお聞きしておりますので、そういった事例も紹介していきながら、特色を示す一つの材料、ツールとしてこの特色枠を活用することがあり得る、これはお知らせをしていきたいと思っております。

中村委員： おっしゃるように、これを見てますと、小規模校では特色枠がない学校が多いように見えるのですが、これも、課長がまさにおっしゃったように、普通に一般枠で受けてもどうせ通るわということがあるのかもしれませんが、学校側から、こういうところを重視してますよというメッセージにはなると思うので、そういう発想で考えていただくということもぜひ共有していただきたいなと思います。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

特色枠を持っている学校は、大体コースとしましては3分の2ぐらいかなと思うのですが、特色枠が、言わば従来、従前ありました選抜（I）に該当をするものであるとしたら、非常に理解しやすいところかなと思うのですが、これが高等学校長の裁量により実施されるとすれば、校長先生は転勤をされますので、特色をすごく持っておられる学校の校長が替わられるときには、それから以降の特色枠としての考え方と、その校長のときの考え方というのが若干差が出るのかなというふうな気がします。

大体、一般枠が一般学力検査6、調査書2、自己表現2ということになっておりますが、特色枠は、それが4対4対2の学校が大変多いかなとお見受けしましたが、ある学校によると、1対7対2というふうな極めてちょっと比率の違う高校もございます。そういうときに、この学校は、常にこういう特色枠の配点の比重をしているのか、又は、学校長がいろいろとお考えになられて、学校の特色を出すためにされているのか、受検生に、年によって変わるようではまた受検に対する準備も違いますから、その辺のところが進路を決めるに当たって心配なところにもなりかねるのではないかなというふうな気がするのですが、その辺のところはいかがなのでしょう。

今川教育改革課長： やはり入学者選抜の安定性ということがございますので、選抜の内容を変更するに当たっては慎重にお考えいただきたいということもございますが、一方で、その時々的情勢に合わせて一番ふさわしい形に準備をしていくということも必要でございます、どっちが優先とも言い切れない状況があるのかなと考えております。

いずれにいたしましても、この入学者選抜の実施内容というのは、学校を選んでいただく中での大きな要素になっているところでございまして、今回のアンケート調査でも、実施内容シートを使って、オープンスクールや学校説明会、その中で活用していただいているという状況もございます。また、この夏に確定して公表する前でも、各学校で、まだ案段階でも周知をするということは共有をしているところでございまして、変更するならば、それが早期に考え方とともに伝わっていくように学校に働きかけていきたいと考えております。

細川委員： よろしくお願ひします。

中村委員： 特色枠を使う中で、現状だと、高校のアンケートの中に全県共通の縛りがあり、特色枠を使いにくいという意見もあるようですので、その辺りも含めてぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

志々田委員： 特色枠という、各学校で何を特色に思っているのかというのが分かりやすい、いわゆる工業や美術などの学校なら分かりやすいのですが、普通科で、それを自分の学校の特色はこういうものですよと明確に説明できているかどうかということがとても大事であります。要するにアドミッション・ポリシーというものをきちんと説明できているかどうかをどこでチェックしているのでしょうか。

今川教育改革課長： 基本的には、学校の主体性において、お決めいただくことが基本になっておりますが、当該年度の実施状況について我々が集約いたします際に、実施内容シートの上段にございます教育目標、入学者の受入方針等と実際の実施内容がリンクしているか、それがちゃんとうたっているかという観点では見させていただき、あまりに齟齬があるようであれば、確認はさせていただくといったことはしているつもりでございます。

志々田委員： どこまでもこの特色枠ってそれが付きまとうような気がするんですね。分かりやすいところはいいのですが、分かりにくいところで特色を言われてしまっても、おかしいとも言えないし、合ってるとも言えないみたいだと、多分多くの受検生の不安を駆り立てると思います。なので、ぜひとも、教育委員会でチェックをするということも大事ですし、こうした特色づくりをきちんと伝えていくための研修というか、学校自身が特色ある学校づくりということをどう理解し、校長がどう判断をし表現しているのかというところが、もっと何か強化されないといけないのだらうなと思います。

まだ、よく分からないなという、何か社会に貢献できるなどあってもそこで何でこんな面接が入るのだらうといった整合性みたいなものは、厳密に特色枠で採るのであれば、確実に特色があると誰でも分かるものじゃないとやるべきではないと思います。そうし

ないと、早く定員を確保したいんでしょという、どこまでもそれがうやむやになるような気がしているので、学校が求めている特色枠の説明というのをぜひとももっと分かりやすく、公明正大にしていただければなという希望です。

篠田教育長： ほか、御意見よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議3、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

松尾義務教育指導課長： 報告・協議3によりまして、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について御説明いたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。本調査は、令和6年4月18日に、小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象に実施されました。

3の教科に関する調査の結果を御覧ください。今回出題されました学習内容について、小学校は、国語及び算数において平均正答率が全国を上回っております。また、中学校は、国語において平均正答率が全国と同程度、数学においては、全国を下回りましたが、昨年度よりも全国との差は縮まっております。

各教科の結果の詳細につきましては、2ページ以降に、各教科における正答数の分布グラフや内容別平均正答率、正答率上位2問、下位2問をお示ししておりますので、御確認ください。

今回、全国平均を下回りました数学につきましては、一定の割合の生徒において、等式を目的に応じて変形することや、文字式を用いて数を表すことなど、基礎的な知識・技能に課題が見られ、基礎・基本の徹底がなされているか、見直す必要があると考えております。例えば、学習進度ごとに課題を用意したり、生徒自身が計画を立てて個別の学習課題に取り組んだりするなど、達成感や学習意欲の向上を含む、個々の状況に応じた指導の充実に学校を挙げて取り組む必要がございます。

4ページを御覧ください。今回、中学校数学から課題が見られた問題について御説明いたします。

設問の8は、日常的な事象における問題について、関数の関係に着目し構想を立て、解決することに関する記述式の問題で、平均正答率は広島県が17.4%、全国が17.1%でございました。本設問は、18リットルの灯油が入ったストーブを使用する際、ストーブの強の場合と弱の場合について、18リットルの灯油を使い切るまでの使用時間の違いを求めする方法を、一次関数の式又はグラフを選択して説明する設問となっております。

資料の中段のやや下、主な誤答例とその反応率を御覧ください。アの一次関数の式を選択しても、その式からどのように差を求めればいいのかを説明できなかつたり、イの一次関数のグラフを選択しても、使い切る時間が何倍になったかについて説明をしております。差について説明できなかつたりすることが多く見られました。指導改善のポイントに示しましたように、授業では、日常生活や社会の事象を数学を使って考察する場面を取り上げること、そして問題解決に向けて、具体的な解決方法の見通しを持たせたり、問題解決の過程や結果を振り返ったりする活動を取り入れることが大切でございます。

県教育委員会といたしましては、今年度は、毎年実施しております各市町からの推薦者を対象としました中学校教科教育推進研修（数学科）の全5回のうち、2回は推薦者ではない数学科教員も参加できるようにいたしまして、できるだけ多くの数学科教員が、全国学力・学習状況調査の課題に対応した授業改善の方向性について協議したり、指導と評価の一体化の視点から、持ち寄った事項の評価問題を見直したりしながら、数学科の授業づくりについて考えを深めたりできる場を設けています。

また、今年度初めて、調査を実施しました全ての教科について、調査結果を踏まえた授業展開例についての解説動画を作成しまして、今のこの夏季休業中の校内研修等で活用していただけるよう、7月29日の結果公表のタイミングに合わせて広島県教育委員会のホームページに公開しております。

今後、さらに調査結果の詳細な分析を行いまして、先生方、市町教育委員会を対象に、調査結果と授業改善の方向性に関する研究協議会を9月下旬を目途にオンラインで実施

し、より細やかな指導改善に取り組んでいけるよう、各学校を支援してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 一喜一憂することなくこういうものは見るべきものなので、点数の高い低いについて言うつもりはないのですが、算数、数学を見ると、できない子の層が一定あり、通常きれいな放物線を描いているといいのですが、平らで、苦手である子の層が多いために、数学の点数が下がっているということは考えなければいけないと思います。

そうすると、具体的な問題を見せていただくと、この問題を2割の中学生が正解できないということに、私は算数などの教科学習に詳しくないので、この問題はとてもよくできていて、生活の中で、どうやったら節約生活ができるかななど、そういうことを考えるということで本当によく考えられている問題が、2割の子供しかできていないということをとっても残念に思っ、て、こういう問題形式をふだん子供たちに教えていないからできないのか、それともこの問題自体がこれぐらいしかできないのか、何が原因で17.4%しかできないのか教えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

松尾義務教育指導課長： まず、算数、数学の特徴として、やはり積み上げの教科でございますので、グラフを見ますと、小学校は右が高いのですが、だんだん中学校になるにつれて台形のような形に分布していることは非常に課題だと思っております。

本日御紹介しましたこの数学の問題につきましても、結局、問題解決の過程の中で、グラフが説明しやすいことや式が説明しやすいことなど、そこまではできており、ある程度途中までは記述しています。ただ、本来求められております式やグラフなど、数学的な表現を用いて適切に数学的に説明するという部分で正答になっていないことになっておりますので、やはり授業において正しく数学的な表現も使いながら説明しきる、そういったことを振り返って本当に説明しきれているかを自分で見直す、そういった活動がまだまだ十分とは言えないのだと考えております。

そういった際に、一人1台端末等も効果的に活用しながら視覚的に支援することも踏まえた授業改善を、これから研修等を使って先生方にしっかり伝えていきたいと考えております。

志々田委員： とてもよく分かりました。要するに、道具としてこの式を使うとか計算式の回答を出すことまではできるが、自分が一体何を問われていて、何を答えなければいけないのかということがうまく慣れてないからできず、正解までたどり着いていないということなのですね。

そう思うと、恐らく教科横断的な学習の中で培っていくものかなと思います。国語の中でも理科の中でも英語の中でも、こういうふうは何を求められおり何の答えを今出さなければいけないのかということが、最後まで読み切る、そして出題者の言っている意図を酌み取って自分の答えをつくるという、この辺りに課題があるんだろうなと思います。これは数学だけでなく、全ての教科において共通する力だかなと思うので、ぜひとも、数学の先生たちばかりではなく、ほかの教科の先生にも、こういう課題が広島県の中学生たちにはあるので、どの教科でも、相手が求めている答えをきちんとつくり出すという力を育ててくださいというようなメッセージが伝わるといいなとつくづく思いました。

松尾義務教育指導課長： ありがとうございます。まさに教科横断的な視点で授業をつくっていくことは、これから必要なことであると考えておりますし、いわゆる国語科や数学の教員や中3、小6の教員だけでなく、校内で全ての教員がこの問題を解いてみて、自分の立場で何ができるか、受け持っている教科等において何ができるかということを考えることが、学校全体での授業改善につながっていくと考えておりますので、引き続きそういった視点で支援、指導してまいりたいと思います。ありがとうございました。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

これが新聞報道されたときの新聞の見出しが、自分の考え表現、なお課題があるということで、各教科とも課題解決に向けて話し合う学習活動をよく行ったと答えています。それから考えをまとめる場面でのICT活用が、週3回以上とした学校の児童生徒の正答率が最も高かったと報道されたのですが、本県についてはこのことについてはどのような状況になっているのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 本県においても全国と同様の傾向がございます。やはり主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進めて、課題の解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、ICTもよく活用していて平均正答率も高いという結果が出ておりますので、やはり数字は説得力がございます。そういったものも各学校、教育委員会のほうでお示ししなが

ら、授業改善を進めていきたいと考えております。

細川委員： よろしくお願ひします。

中村委員： 私もこの例示されている数学の問題は、日常生活で数学が役に立つという例になると思いました。数学的な考え方や理論、論理的や定量的な思考は社会に出てからも必ず役に立つことだと思いますので、私自身、算数や数学がずっと苦手だったので、自分自身に照らしても思うことなのですが、さっき課長もおっしゃるように積み上げも必要なので、低学年のうちから算数的な数学的な考え方の面白さをぜひ子供たちに理解させていただきたいと思います。教科書もデジタルをどんどん活用して、その補助的なところが多分使えると思いますので、そういったことも生かしながら低学年のうちから理解させ、面白さを分らせるということをぜひやっていただければと思います。

ちなみに、この(8)の問題、これだけなのですか。この後の問題があるのかどうかちょっと分からないのですが、この18リットルの強と弱だけを組み合わせで6時間ぴったりで使い切るように考えると読めるのですが、これを見ただけでどうやって答えを出すのか、私自身どきどきしちゃうのですが、ちょっと難し過ぎる問題のような気がするのですが、この後でちゃんと6時間で使い切る答えが出せるように続問でつながっていくのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： そもそもこちらの問題が、答えを求めていなくて、その差をどうやって考えるかということをお求めしております。この後にも問題ございますが、6時間使用して18リットルの灯油をちょうど使い切るように強と弱の組合せを考えて使用計画を立てたときに、初めに例えば強を設定して何時間使って、弱を設定して何時間使うみたいなことを答えさせるような問いになっております。

中村委員： 分かりました。県がつくった問題じゃないのですが、ちょっとこれ設定が少し難し過ぎるかなという感想です。

松尾義務教育指導課長： 先ほど志々田委員もおっしゃったように、読解する問題でまさに問われていることを理解して、そこを数学の表現を使って答えていく、こういった経験をえた知識や技能をいかに使って考えて表現していくか、そこまでを単元の中でやり切るということをしつかり進めていきたいと思ひます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:11)

第1号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について

広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議4 令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について協議した。

報告・協議5 令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について協議した。

(14:40)

※報告・協議4及び報告・協議5は、成案になる前の内部検討のため、非公開で審議しましたが、今年度の採択基本方針において、議事録を作成したときは、採択後、遅滞なく公表すると定めたことから、併せて公表するものです。

報告・協議4 令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議4、令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： それでは、失礼いたします。令和7年度に県立義務教育諸学校で使用いたします教科用図書の採択について御説明いたします。

本日は、別紙に記載しております資料1から資料7までの7種類の資料をお配りしております。

まず、資料1を御覧ください。こちらは、県立義務教育諸学校で令和7年度に使用する教科用図書の選定状況の一覧でございます。表の左から3列が県立3中学校である広島中学校、広島叡智学園中学校、三次中学校で使用する教科用図書の選定状況でございます。表を御覧いただきますと、例えば国語では、広島中学校は光村、広島叡智学園中学校は三省堂、三次中学校は光村を選定しております。いずれの学校も調査の観点、視点を基に具体的な調査項目を定め、評価基準に照らして各発行者の教科書を評価し、選定しております。

この中で、前回採択と選定結果が異なる種目につきましては、黄色で網かけをしております、三次中学校の理科、美術、広島中学校の英語の3種目でございます。その他の種目につきましては、前回採択と同じ発行者の教科用図書を選定しております。

続いて、資料2を御覧ください。こちらは、資料1でお示ししました県立3中学校で選定した教科用図書の選定理由を、各校、種目別に整理したものでございます。1ページから広島中学校、9ページから広島叡智学園中学校、17ページから三次中学校の選定理由となっております。

続いて、資料3は、前回の教育委員会会議で御覧いただきました県立3中学校の教科用図書の選定に係る考え方を改めてお示ししております。中段に記載しております観点1から観点5は、3中学校が共通して設けております観点でございます。これらに加え、「観点6 学校の特色を生かす工夫」として、各校が自校の教育目標等に基づき独自の観点を設けておまして、これらの観点を基づいて教科用図書の選定を行っております。

なお、三次中学校の観点6の下にお示ししております視点の1につきましては、前回の教育委員会会議の配付資料から修正をしております。これは、前回の会議におきまして、誰が見ても分かりやすい視点に改善してはどうかという御意見をいただいておりますことを踏まえ、実際に調査した視点を整理しまして、当初、「県北地域における「知の拠点」として、知性、探究心、創造性、逞しさを育むための工夫」としておりましたところから、「知性、探究心、創造性を育むための工夫」に見直したためでございます。

続いて、資料4を御覧ください。こちらには、種目ごとに、六つの観点を基に設定しました視点、実際の調査のための具体的な調査項目及びその設定理由をお示ししております。1ページに記載しております観点1から5は、3中学校が共通して設けております観点であるため、調査項目や設定理由は同じものとなりますが、2ページに記載しております観点6につきましては、各校が独自の視点、調査項目を設定しております。

最後に、資料5を御覧ください。こちらは、各校の調査研究に基づいた種目別の評価表でございます。

1ページを御覧ください。このように、観点、視点ごとに具体的な調査項目及び学習指導要領に基づいた評価基準を設定し、調査研究した結果をA、B、Cの3段階で評価しております。各種目においてA評価が最も多い発行者を選定しております。A評価が同数であった英語につきましては、「観点6 学校の特色を生かす工夫」の評価を優先し、観点6の評価が高い発行者を選定しております。

県立3中学校の選定状況につきましては、8月2日に行いました広島県教科用図書選定審議会において、いずれの学校も十分な調査研究を行い、適切に判断している。特に、各校が独自に設定した調査研究の観点により、どの種目も各校の特色に合った教科書が選定されているとの御意見をいただいております。

義務教育指導課からの説明は以上でございます。

津村特別支援教育課長： 続きまして、令和7年度に県立特別支援学校中学部で使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

特別支援学校中学部における教科書の選定状況は、資料1、1ページのとおりです。

選定状況の詳細について、資料6を用いて御説明いたします。

資料6、1ページです。特別支援学校で使用する中学校用教科用図書の調査研究についてです。教科書選定に当たり、各校では、選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行いました。

2ページからは、障害種別ごとの理由書でございます。

視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校です。視覚障害特別支援学校では、点字教科書を使用する生徒、拡大教科書を使用する生徒及び通常の教科書を工夫して使用する生徒が在籍するため、点字教科書が発行される教科については、原則、点字教科書の原典となる発行者を選定します。そのほか、文字の大きさが見やすいものであること、具体的な活動や体験不足を補う活動、内容が提示されていること等の観点を踏まえて選定しております。

6ページ、聴覚障害特別支援学校である広島南、尾道、呉南特別支援学校についてです。3校は合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定しています。視覚資料が効果的に、組織、配列されていること等、聴覚障害の観点を踏まえて選定しております。

9ページ、肢体不自由特別支援学校である広島、福山、西条特別支援学校についても、3校合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定しています。写真やイラストの配置が見やすいことや、デジタルコンテンツにおいて活用できる教材があること等、肢体不自由の観点を踏まえて選定しております。

14ページ、病弱特別支援学校である広島西特別支援学校の選定状況です。病院や学校という限られた場所での学習であることから、情報機器の取り上げられ方等、病弱の観点を踏まえて選定しております。

各校では、県教育委員会が作成した選定資料や、4年間の使用実績等を踏まえて調査研究を行い、選定しています。

最後に、資料7を用いて、知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部に使用する著作教科書及び一般図書の選定状況について御説明いたします。

1ページ、文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書、いわゆる星本と呼ばれる教科用図書につきましては、表の丸印で示しておりますとおり、全ての県立特別支援学校の小学部及び中学部において選定しています。中学部においては、来年度から社会、理科、職業・家庭の著作教科書が発行されます。また、一般図書については、学校ごとに選定冊数をお示ししております。

2ページには、一般図書の使用について、3ページには、一般図書の調査研究につきまして、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示しております。このような観点、視点で調査研究を行い、児童生徒の実態に応じた一般図書を選定しております。

4ページ以降に、各校が選定した一般図書について表にまとめております。小学部が4ページから、中学部は10ページからとなっております。

選定状況については、資料戻りまして1ページにお示ししているとおり、小学部では合計202点、中学部では181点の一般図書を選定しております。選定冊数について、多少の増減はありますが、ほぼ例年どおりとなっております。

資料、飛びまして、15ページからは、各障害種ごと、5校分の教科用図書選定理由書を一部抜粋して示しております。本日いただきました御意見を踏まえ、8月31日までに教育長が決裁し、採択が決定いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 特別支援学校の御説明の資料7の1ページで課長がおっしゃった、星本について教えていただけますか。

津村特別支援教育課長： これは、文部科学省のほうで編集して発行している本のことを指しております。

中村委員： 星がついてるから星本ですか。

津村特別支援教育課長： はい。星1、2、3、4、5までございます。

中村委員： ありがとうございます。

志々田委員： 特別支援学校の教科書と、それから一般の県立中学校のところで御説明いただいたときに、特別支援学校では、従来の今まで使ってきたっていうことの利便性も含めて評価なさったっていうふうにお聞きをして、中学校の場合は、そういうことは抜きにして

教科書それぞれの発行者のものを評価したとおっしゃっていて、恐らくそうなんだろうと思います。

教科書が替われば、先生方の負担はやっぱり多くて、特別支援学校の場合は、子供さんお一人お一人に対する指導ということもあるので、なるべく教科書は、大きくずれない限り今まで使ってきたものを使い続けたいと思います。一方、中学校の場合は、それぞれのブラッシュアップしてきた教科書会社のよさをしっかり審査して選びたいという、そういうふう理解したらいいのでしょうか。特別支援学校にとって同じ教科書を使い続けるということはすごく大事ということでしょうか。

津村特別支援教育課長： 御指摘のとおり、これまで使った障害種に応じて、どう役に立ったかとか、過去にこういうのがあったというの踏まえながら、いろんなことを加味してどれがいいのかというのを適切に判断しているということでございます。

志々田委員： ありがとうございます。

近藤委員： 視覚障害の方の教科書ですが、よくスマホを使って文字を読み取るのに、音声で視覚障害のある方も書かれてる内容が分かるようなスマホを使っての生活をされてるっていう情報に接するのですが、教科書は点字か、拡大か、いつまでそういう状態が続くのかな、これから先どうなるのかなと思いました。学校教育の現場では、実際、点字教科書はどれぐらい活用されてるのか、その辺り少しお聞きできたらと思います。

津村特別支援教育課長： 現在、点字教科書を使っている生徒は、ほんの数人でございます。文字を拡大したものや普通の教科書の見方を工夫しながら使っているというのが現状です。合計すると、点字は数人と聞いております。

近藤委員： これから点字はどうなっていくのか、ここで聞くことじゃないと思うのですが、でもやはり点字を学ぶ生徒さんもいらっしゃるということなんですよ。

津村特別支援教育課長： 学んでいる生徒、それからそれを教えている教員がおります。

近藤委員： 分かりました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 5 令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議5、令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、小野高校教育指導課長の説明をお願いします。

小野高校教育指導課長： 報告・協議5、令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について御説明をいたします。

まず、資料の1ページのほうを御覧ください。よろしいですか。まず、本年度の採択日程についてでございます。4月の教育委員会会議において、令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針を決定していただきました。この方針に基づきまして、教育委員会事務局において、学習指導要領に対応した教科書の選定方針を示した教科用図書選定資料を作成いたしまして、各県立高等学校において、この選定資料を参考に教科書の調査研究及び選定作業を進めてまいりました。

それでは、資料の2ページのほうを御覧ください。各県立高等学校における教科書の選定作業につきましては、公正確保を保つため、1、2にお示ししておりますとおり、管理職、教務主任等により構成された教科書選定会議等を開催して行っております。また、3にお示ししておりますとおり、PTAなどから意見を聞くなどの取組を全ての学校で行っております。

それでは、続きまして、3ページを御覧ください。事務局が行っております点検・指導について説明をいたします。大きく2点について現在、点検・指導を行っております。

まず、(1)の部分にあります教育課程と選定教科書との整合性につきましては、各県立高等学校が提出した教育課程と選定理由書とを照合し、教育課程と教科書に齟齬が生じていないか、整合性を確認しております。

次に、(2)の採択の申請がされました教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性については、十分に教科書の調査研究が行われたかを選定理由書によって確認し、不明な点は学校のほうに聞き取りを行っております。全ての学校で複数の教

科書を比較しながら調査研究が行われていることを確認しております。

今後の予定につきましては、8月末に教育委員会において教科書採択を行い、9月上旬の教育委員会会議において採択結果を御報告させていただく予定としております。

次に、県立特別支援学校高等部の選定状況についても、併せて御説明をいたします。

特別支援学校においても、採択基本方針に基づきまして、各校において適正かつ公正な教科用図書選定を行うよう、5月23日に実施いたしました教務主任研修で教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導したところでございます。

資料4ページを御覧ください。選定に当たっての障害種別の観点をお示ししております。

なお、高等学校に準ずる教育課程を編成している学校では、高等学校と同様に教科用図書選定資料を参考にして、また、知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校においては、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書選定資料を参考にして行っております。

それでは、次に、資料5ページを御覧ください。令和7年度に県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。右半分にあります一般図書につきましては、6ページ以降に各校が選定した図書について表にまとめております。7月29日までに各校から提出されました選定理由書等の点検を行いまして、適正に選定されていることを確認いたしました。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 高等学校の教科書の選定作業は毎年やるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 毎年実施をしております。

志々田委員： 7年度のための教科書選定会議を開催するのに、1回のところから4回までという、これだけ差があるのですが、1回と2回は分かるのですが、1回と4回は大分差があると思うのですが、そのたくさんやるどころ、もしくは少なくてもいいところの特徴はどういうことなのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 1回というところに聞き取りをいたしました。これは例えばですが、規模の小さな学校でありますと、そのメンバーが校務運営会議のメンバーと重複しています。そういう場合には、その会議の一部に教科書選定会議の内容を実施するといったものがございます。

それから、複数回に分かれている学校につきましては、大体今平均が2.9回、3回が一番多いのですが、非常に教科科目がたくさんあり選定に時間がかかる、一つ一つを丁寧に見ていく中で、又は時間がその日その日で限られていることがありまして、その時間を設定するために複数回の機会に分けて選定会議を実施しているということがございました。

志々田委員： ありがとうございます。きちんとやってくさっているのですが、多分学校それぞれの負担、特にいろんな学科があったり、もしくは総合学科のようなところは多分いろんな教科書を使うことになると思うので、そうしたときに、学校の負担というものをやっぱり考えないといけないだろうなと思います。じゃあ、2年に1回にすればいいのかとかいうことも含めてですけど、それでいいのかどうかも分かりませんが、先生方の御負担というところが多分かなり学校によって差があるのかなと思って質問しました。ぜひ、職務上の配慮というか、校長先生方が働き過ぎないように御注意いただければなと思いました。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。今の部分については、実際に校長先生からお聞きしますと、会議を小分けにしながら勤務時間内の適切な時間に会議を設定する、事前にこういった内容を検討する、当然内容的には非常に守秘義務を守らないといけない、公正でないといけないということがありますので、校内でもその時間を設定するというのはかなり負担は大きいのですが、とはいえ、先生方の負担が過度に特定の教員に重ならないようにということは留意をさせていただいているというところでございます。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

以上で本日の会議の全ての日程を終了いたします。